

# 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程

〔昭和 39 年 5 月 6 日〕  
制 定

改正	昭和 40 年 4 月 1 日	昭和 41 年 4 月 1 日
	昭和 42 年 6 月 1 日	昭和 44 年 5 月 22 日
	昭和 46 年 4 月 1 日	昭和 47 年 5 月 1 日
	昭和 53 年 4 月 1 日	昭和 54 年 4 月 1 日
	昭和 57 年 4 月 1 日	昭和 62 年 6 月 10 日
	平成 3 年 4 月 12 日	平成 9 年 5 月 28 日
	平成 12 年 5 月 17 日	平成 13 年 4 月 1 日
	平成 16 年 10 月 14 日規則第 205 号	平成 18 年 5 月 9 日規則第 35 号
	平成 18 年 10 月 16 日規則第 52 号	平成 21 年 9 月 10 日規則第 135 号
	平成 22 年 3 月 2 日規則第 3 号	平成 27 年 3 月 24 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 15 号
	令和 3 年 1 月 26 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 2 号	令和 5 年 1 月 19 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（以下「組織規則」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づき、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 研究所は、学校教育法施行規則第 143 条の 3 第 2 項の規定による共同利用・共同研究拠点としてアジア・アフリカの言語文化に関する総合的研究を行い、アジア・アフリカ世界に関する新たな認識枠組み提供のための基盤形成に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次に掲げる重点的活動目標を設定する。

- (1) 臨地研究（フィールドサイエンス）に基づく国際的研究拠点としての共同利用・共同研究の課題の実施
- (2) アジア・アフリカ諸地域の言語・文化等に関する研究資源の収集・分析・編纂及び研究成果の発信
- (3) 研究活動及び研修・出版・広報等の活動を通じた次世代研究者養成

(所長)

第 3 条 組織規則第 18 条第 2 項に規定するアジア・アフリカ言語文化研究所所長（以下「所長」という。）は、研究所を代表し、所務をつかさどる。

(副所長)

第 4 条 研究所に、副所長を置く。

2 副所長に関し必要な事項は、別に定める。

(フィールドサイエンス基礎研究部門)

第 5 条 研究所に、フィールドサイエンス基礎研究部門を置く。

2 フィールドサイエンス基礎研究部門に関する事項は、別に定める。

(附属研究施設)

第 6 条 研究所に、附属の研究施設として、情報資源利用研究センター及びフィールドサイエンス研究企画センターを置く。

2 情報資源利用研究センター及びフィールドサイエンス研究企画センターに関し必要な事項は、別に定める。

(企画運営委員会)

第7条 研究所に、研究所の諸活動に関する基本的方針を検討するため、企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(運営委員会)

第8条 研究所に、研究所の重要事項のうち所長が必要と認める事項について所長の諮問に応じるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 研究所に、研究所の行う活動のうち所長が必要と認める専門的事項について所長の諮問に応じるため、専門委員会を置く。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(国際諮問委員会)

第10条 研究所に、研究所の共同利用・共同研究に関し国際的視点から所長が必要と認める事項について所長の諮問に応じるため、国際諮問委員会を置く。

2 国際諮問委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(所内委員会等)

第11条 研究所に、所務を運営するため、一つ以上の委員会及び業務担当を置き、委員会委員及び業務担当者は、専任教員をもって充てる。

2 複数の委員会及び業務担当に関する特定の事業を運営するために、ワーキング・グループを置くことができる。

3 委員会、業務担当及びワーキング・グループの組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(共同研究員)

第12条 研究所に、研究計画に基づく調査研究を専任教員と共同して行う研究者を共同研究員として置く。

2 共同研究員に関する事項は、別に定める。

(フェロー等)

第13条 研究所は、研究所の設置趣旨に基づき、研究者の流動化及び次世代研究者養成を図り、学術の進展に寄与するため、フェロー及びジュニア・フェローを受け入れることができる。

2 フェロー及びジュニア・フェローに関する事項は、別に定める。

(言語研修)

第14条 研究所は、アジア・アフリカ地域の研究を志す初学者を対象とした言語研修を行う。

2 言語研修に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究所の管理及び運営に関し必要な事項は、研

究所教授会の議を経て所長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年5月6日から施行する。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和44年5月22日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年6月10日から施行し、昭和62年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年5月28日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年5月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 2 6 日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所研究生規程（昭和 4 0 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。